

## 京都市宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題

(京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会資料)

### 目次

---

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第 1 | 宿泊税の概要 .....                 | 1  |
| 1   | 導入の経緯 .....                  | 1  |
| 2   | 制度概要 .....                   | 2  |
| 3   | 施行 1 年 6 箇月後調査を踏まえた見直し ..... | 5  |
| 第 2 | 京都観光を取り巻く状況 .....            | 7  |
| 1   | 観光客の動向等 .....                | 7  |
| 2   | 宿泊施設の状況 .....                | 8  |
| 3   | 観光業界における人手不足 .....           | 12 |
| 4   | 京都観光に関する市民意識 .....           | 14 |
| 第 3 | 宿泊税の施行状況 .....               | 16 |
| 1   | 課税状況 .....                   | 16 |
| 2   | 宿泊事業者の負担軽減に関する取組 .....       | 20 |
| 3   | 周知・広報 .....                  | 23 |
| 4   | 税収の使途 .....                  | 26 |
| 第 4 | 宿泊税の制度の在り方に関する論点 .....       | 31 |
| 1   | 持続可能な京都観光に向けた課題と税財源 .....    | 31 |
| 2   | 宿泊税の制度の在り方に関する論点 .....       | 36 |
|     | 参考資料 .....                   | 37 |

## 第1 宿泊税の概要

### 1 導入の経緯

本市では、平成28年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の後期実施計画（2016年～2020年）において、持続可能な行財政を確立するための自主財源の更なる確保策として、「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」を検討していくこととした。そして、同年8月に「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」を設置し、「京都に住む人にも訪れる人にもより満足度の高いまちづくり」を一層進めていくための財源の確保に向けた方策について諮問した。

同検討委員会においては、新たな負担を求める行為として、「駐車場への駐車」、「宿泊」、「別荘の所有」の3案が検討され、関係者ヒアリングやパブリック・コメントの意見も踏まえたうえで、平成29年8月に、「宿泊税」の創設を提言する内容の答申が提出された。

その後、同年9月に京都市宿泊税条例案を京都市会に提案し、同年11月に、以下の付帯決議を付して原案どおり可決された。

#### 【付帯決議】（平成29年11月2日）

- 1 税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊をはじめ違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。

#### 《関連箇所》 第3・1 課税状況（(2)適正課税・徴収の取組）

- 2 宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。

#### 《関連箇所》 第3・2 宿泊事業者の負担軽減に関する取組（(1)代行徴収・代理徴収）

- 3 宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び使途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。

#### 《関連箇所》 第3・4 税収の使途

- 4 簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。

#### 《関連箇所》 第3・2 宿泊事業者の負担軽減に関する取組

- 5 日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。

#### 《関連箇所》 第3・3 周知・広報

- 6 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

#### 《関連箇所》 第1・3 施行1年6箇月後調査を踏まえた見直し

条例案の可決後、地方税法に基づく総務大臣との協議を実施し、平成30年2月にその同意を得て、同年10月1日から宿泊税の課税を行っている。

## 2 制度概要

### (1) 概要

京都市宿泊税条例の概要は、図表 1-1 のとおりである。

図表 1-1 宿泊税の概要

|            |                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税団体       | 京都市                                                                                      |
| 税目名        | 宿泊税（法定外目的税）                                                                              |
| 目的<br>（使途） | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てること                                               |
| 課税客体       | 以下の施設への宿泊行為<br>・旅館業法に規定する旅館業（ホテル、旅館、簡易宿所）を営む施設<br>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設               |
| 納税義務者      | 宿泊者                                                                                      |
| 課税標準<br>税率 | 1人1泊について、宿泊料金が<br>20,000円未満 200円<br>20,000円以上50,000円未満 500円<br>50,000円以上 1,000円          |
| 徴収方法       | ・特別徴収（特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者など）<br>・原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入                          |
| 課税免除       | 修学旅行その他学校行事等の参加者及びその引率者                                                                  |
| 施行日        | 平成30年10月1日                                                                               |
| 検討・見直し条項   | 市長は、条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。 |

### (2) 制度設計に当たっての基本的な考え方

#### ア 課税客体・納税義務者の設定

公平性の観点から、旅館業法に基づく許可等を受けた施設か否かにかかわらず、対価を伴う宿泊行為一般を課税客体としている。

また、消費課税という性質上、原則として宿泊者の人的事情にかかわらず、本市滞在中に受ける行政サービスの受益に応じて「広く薄く」負担を求めることが妥当であるから、免税点は設けていない。ただし、修学旅行生等については、学校教育の公益性に鑑み、例外的に課税免除としている。

#### イ 税率の設定

アのとおり、消費課税という性質上、基本的には、受益に応じて「広く薄く」負担を求めることが妥当である。また、具体的な税率は、宿泊者にとって過度な負担とならないよう配慮しつつ、住みたい・訪れたいまちづくりのための施策を実施する財源として十分な

税収が得られる水準とする必要がある。

一方で、租税における「公平」については、水平的公平（等しい状態にある者には等しい税負担を課すこと）だけでなく、垂直的公平（等しくない状態にある者には適切な差異を設けた税負担を課すこと）の観点も重要であるところ、一般に、高額な宿泊料金を支払う宿泊客は、そうでない宿泊客よりも負担能力（担税力）が大きいと考えられることから、その担税力に見合った負担を求めることが公平であるといえる。

また、宿泊料金は、季節や曜日等によって変動するものであるところ、こうした要因に過度に影響されないシンプルな料金区分とすることが、特別徴収義務者の負担を軽減する観点からも望ましい。

以上を踏まえて、一般的なホテルや旅館が該当する宿泊料金 20,000 円未満の区分を 200 円、高価格帯のホテル等が該当する 20,000 円以上 50,000 円未満の区分を 500 円、富裕層向けのスイートルーム等が該当する 50,000 円以上の区分を 1,000 円としている。

《参考》 他自治体・海外主要都市の宿泊税率

図表 1-2 他自治体の宿泊税率

| 宿泊料金             | 税 率    |      |      |                          |                  |      |      |      |      |
|------------------|--------|------|------|--------------------------|------------------|------|------|------|------|
|                  | 京都市    | 東京都  | 大阪府  | 福岡県                      | 倶知安町             | 金沢市  | 福岡市  | 北九州市 | 長崎市  |
| ～7,000円          | 200円   | 課税免除 | 課税免除 | 200円<br>（※福岡市、北九州市内は50円） | 定率制<br>（宿泊料金の2%） | 200円 | 150円 | 150円 | 100円 |
| 7,000 円 ～ 9,999円 |        |      |      |                          |                  |      |      |      |      |
| 10,000円～14,999円  |        | 100円 |      |                          |                  |      |      |      |      |
| 15,000円～19,999円  |        | 200円 | 200円 |                          |                  |      |      |      |      |
| 20,000円～49,999円  |        |      | 500円 |                          |                  |      |      |      |      |
| 50,000円～         | 1,000円 |      |      |                          |                  |      |      |      |      |

図表 1-3 海外主要都市の宿泊税率

| 宿泊施設の等級 | 税 率       |        |        |         |         |                                                                                           |                                                                |
|---------|-----------|--------|--------|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|         | パリ        | ローマ    | フィレンツェ | バルセロナ   | ベルリン    | ニューヨーク                                                                                    | バンクーバー                                                         |
| 1つ星ホテル  | 1ユーロ      | 4ユーロ   | 3.5ユーロ | 4.13ユーロ | 定率制(5%) | 定率+定額<br>①定率<br>5.875%<br>②定額<br>宿泊料金に応じ<br>0.5ドル～2ドル<br><br>※他にホテルユニットフィー(州)1.5ドルが徴収される。 | 定率制(3%)<br>※宿泊料金30カナダドル以下は課税免除<br>※令和5年2月1日から7年間、2.5% が上乘せされる。 |
| 2つ星ホテル  | 1.13ユーロ   | 5ユーロ   | 4.5ユーロ |         |         |                                                                                           |                                                                |
| 3つ星ホテル  | 1.88ユーロ   | 6ユーロ   | 6ユーロ   |         |         |                                                                                           |                                                                |
| 4つ星ホテル  | 2.88ユーロ   | 7.5ユーロ | 7ユーロ   | 4.9ユーロ  |         |                                                                                           |                                                                |
| 5つ星ホテル  | 3.75～5ユーロ | 10ユーロ  | 8ユーロ   | 6.88ユーロ |         |                                                                                           |                                                                |

※各自治体のホームページ等より作成。税率はいずれも令和5年10月1日現在

## ウ 税収の使途

宿泊税は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てること」(条例第1条)を目的とする法定外目的税である。これは、観光客数や観光消費額の増加を図るためではなく、観光に付随する課題の解決や、文化・まちづくり・産業などの活性化を通じて、市民と入洛客双方の満足度を高めていくために税収を活用することを定めたものである。(具体的な税収の使途については、第3－4を参照)

### 【参考】京都国際文化観光都市建設法（抄）

(目的)

第1条 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によってわが国の経済復興に寄与するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

## 京都観光を振興する意義

### ❶京都の「光」※によって、市民や観光客など人々の心や人生の豊かさを高める。

※平安建都以来の1200年を超える歴史に培われた文化、芸術、自然、学問、食、産業、知恵、人や暮らしなど。

### ❷京都のまちの持続的な発展を支え、市民の暮らしを豊かにする。

- (1) 地域文化や地域コミュニティの継承・発展
- (2) 美しいまちなみや誰もが暮らしやすい都市機能等の魅力的なまちづくりの進展
- (3) 産業の振興、雇用の創出等の地域経済の活性化、市財政への貢献
- (4) 京都のブランド向上や地域への愛着・誇りの醸成

### ❸相互交流の促進を通じて、国際親善、国際平和に貢献する。

「京都観光振興計画 2025」（概要版）より抜粋

### 3 施行1年6箇月後調査を踏まえた見直し

#### (1) 調査に至る経緯

##### 【付帯決議】

- 6 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

京都市宿泊税条例可決時の付帯決議を踏まえて、令和元年12月～令和2年3月にかけて、条例施行後の状況について、宿泊事業者、宿泊者、市民に対するアンケートや関係団体に対するヒアリング等の調査を実施した（図表1-4）。

図表1-4 「宿泊税施行後の状況に関する調査」概要

#### 1 アンケート調査

| 調査対象 | 【宿泊事業者】<br>無作為抽出された<br>300事業者 | 【宿泊者】<br>京都市内への宿泊<br>者 | 【市民】<br>18歳以上の市民<br>4,000人 | 【旅行者】<br>11事業者     |
|------|-------------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------|
| 調査方法 | 郵送                            | 調査員による聞き取り（市内5箇所）      | 郵送（回答はWebも可）               | 郵送                 |
| 調査期間 | 令和元年12月～<br>令和2年2月            | 令和元年<br>12月14、15日      | 令和元年12月～<br>令和2年1月         | 令和元年12月～<br>令和2年3月 |
| 回収状況 | 166事業者<br>（回収率55.3%）          | 1,047人                 | 1,383人<br>（回収率34.6%）       | 3事業者<br>（回収率27.3%） |

#### 2 ヒアリング調査

| 調査対象 | 【観光関係団体】<br>○京都ホテル協会<br>○京都市観光協会<br>○京都簡易宿所連盟<br>○日本ホテル協会京都支部<br>○京都府旅館ホテル生活衛生同業組合 | 【学識経験者】 ※肩書きは当時<br>○矢ヶ崎紀子（東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授）<br>○西垣泰幸（龍谷大学経済学部教授）<br>○田中治（同志社大学法学部教授）<br>※ いずれも元「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」委員 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査方法 | 対面でのヒアリング調査                                                                        | 対面でのヒアリング調査                                                                                                                                |
| 調査期間 | 令和2年2～3月                                                                           | 令和2年3月                                                                                                                                     |

#### (2) 調査結果の概要

- ・ 参考資料1（宿泊税施行後の状況に関する調査結果＜概要版＞）参照

#### (3) 調査結果を踏まえた見直し

##### ア 申告納入期限の特例の要件緩和

宿泊税の申告納入期限の特例※について、特別徴収義務者（宿泊事業者）の事務負担を軽減するため、令和2年9月に京都市宿泊税条例施行規則を改正し、営業許可を受けた日

等から1年以内の小規模事業者を同特例の適用対象に加えた。

※ 通常1箇月ごとの申告納入を3箇月ごととするもの。

## イ 課税免除対象の拡大

令和3年3月に宿泊税条例を改正し、以下の施設が主催する教育を目的とした集団宿泊行事を課税免除の対象に追加した。

- ・ 保育所（保育所型認定こども園を含む。）
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設





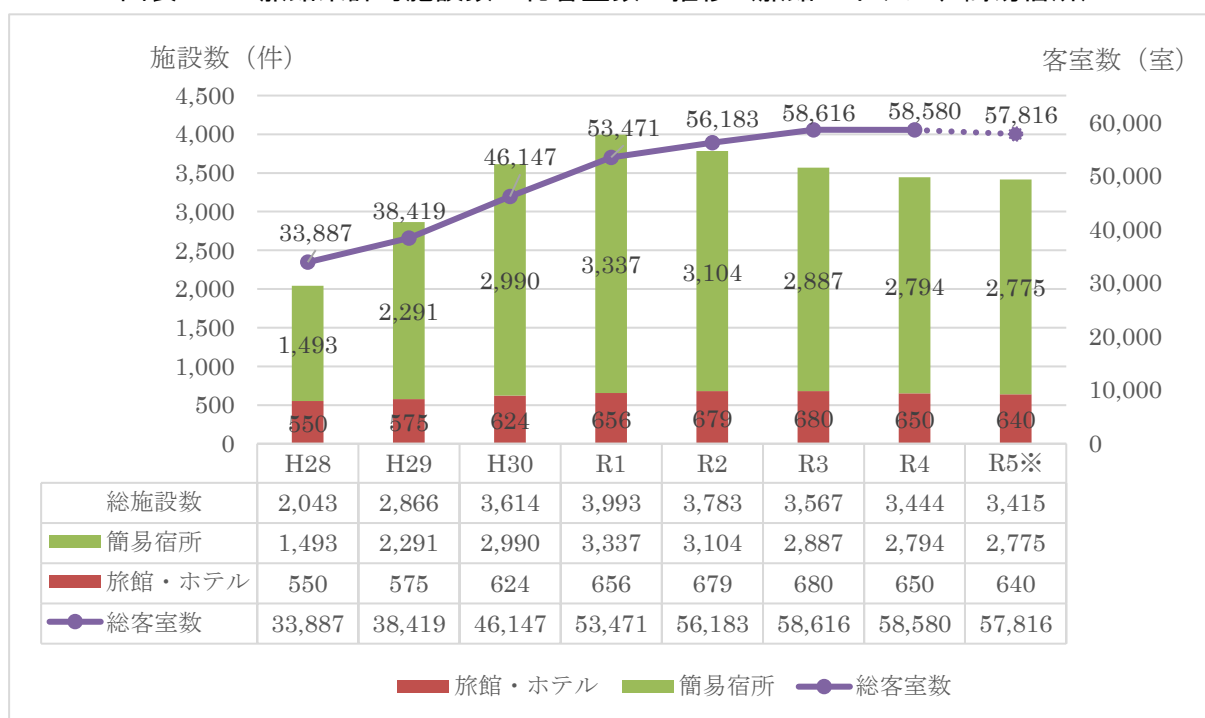
## 2 宿泊施設の状況

### (1) 宿泊施設数の動向

本市の宿泊施設の総客室数は、外国人観光客の急増に伴う旺盛な宿泊需要を背景に、平成28年度から令和3年度までの5年間で73%増加した（33,887室→58,616室）。

宿泊施設の類型ごとの状況をみると、旅館・ホテルの施設数が同期間中に23.6%増加した一方で、簡易宿所は、平成28年度から令和元年度までの3年間で123.5%増と急増した後、減少に転じている。また、旅館・ホテルの施設数についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度から4年度にかけて30件（4.4%）減少している。

図表 2-2 旅館業許可施設数・総客室数の推移（旅館・ホテル、簡易宿所）



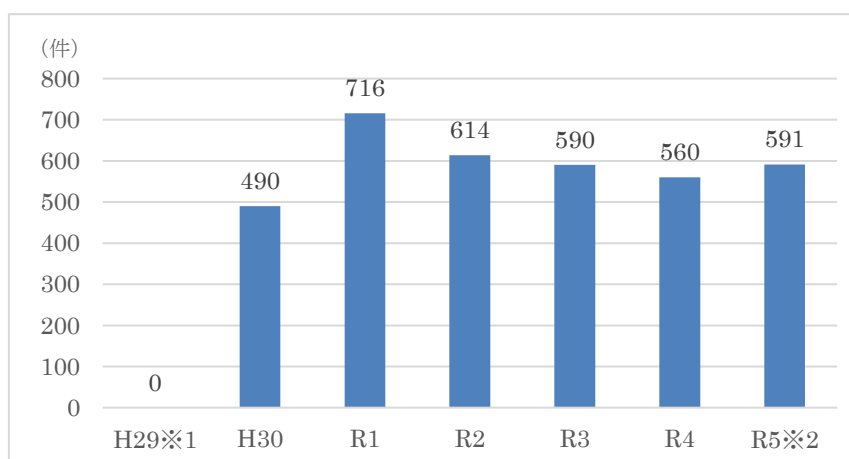
出典：京都市「宿泊施設数の推移（令和5年10月末時点）」を基にグラフ作成

※ 令和5年度については、令和5年10月末時点

※ 令和5年度の総客室数については、京都市観光協会による推計（出典：京都市観光協会データ月報（2023年10月））であるため、令和4年度以前との比較はできない。

また、住宅宿泊事業届出住宅数については、平成30年3月15日の制度開始以降、令和元年度時点で716件まで増加したが、その後は減少に転じ、近年は概ね横ばいとなっている。

図表 2-3 住宅宿泊事業届出住宅数の推移



出典：京都市「宿泊施設数の推移（令和 5 年 10 月末時点）」を基にグラフ作成

※ 1 平成 29 年度は、平成 30 年 3 月 15 日～3 月 31 日分の集計

※ 2 令和 5 年度は、令和 5 年 10 月末時点

その他の特徴的な動向として、本市では、近年、国際的にも知名度の高いホテルブランドをはじめ、高価格帯ホテルの新規開業が進んでいる。

図表 2-4 主な高価格帯ホテル等の開業及び今後の開業予定

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 令和 2 年 3 月  | ザ・ホテル青龍京都清水【東山】                     |
| 令和 2 年 3 月  | THE HIRAMATSU 京都【中京】                |
| 令和 2 年 6 月  | Nazuna 京都 椿通【下京】                    |
| 令和 2 年 8 月  | MUNI KYOTO【右京】                      |
| 令和 2 年 8 月  | HOTEL VMG RESORT KYOTO【東山】          |
| 令和 2 年 11 月 | HOTEL THE MITSUI KYOTO【中京】          |
| 令和 3 年 3 月  | フォションホテル京都【下京】                      |
| 令和 3 年 4 月  | ふふ京都【左京】                            |
| 令和 3 年 9 月  | ROKU KYOTO, LXR Hotels & Resorts【北】 |
| 令和 3 年 12 月 | THE SHINMONZEN【東山】                  |
| 令和 4 年 1 月  | ホテルオークラ京都 岡崎別邸【左京】                  |
| 令和 5 年 9 月  | デュシタニ京都【下京】                         |
| 令和 6 年春開業予定 | バンヤンツリー・東山 京都【東山】                   |
| 令和 6 年春開業予定 | シックスセンス 京都【東山】                      |
| 令和 6 年開業予定  | リージェント京都【左京】                        |
| 令和 6 年開業予定  | 京都御室花伝抄【右京】                         |
| 令和 7 年開業予定  | シャングリ・ラホテル京都二条城【上京】                 |
| 令和 8 年春開業予定 | 帝国ホテル【東山】                           |
| 令和 8 年春開業予定 | 強羅花壇【山科】                            |

出典：株式会社日本政策投資銀行「2026 年関西 2 府 4 県におけるラグジュアリーホテルの需給推計（2022 年 6 月）」を基に表を作成

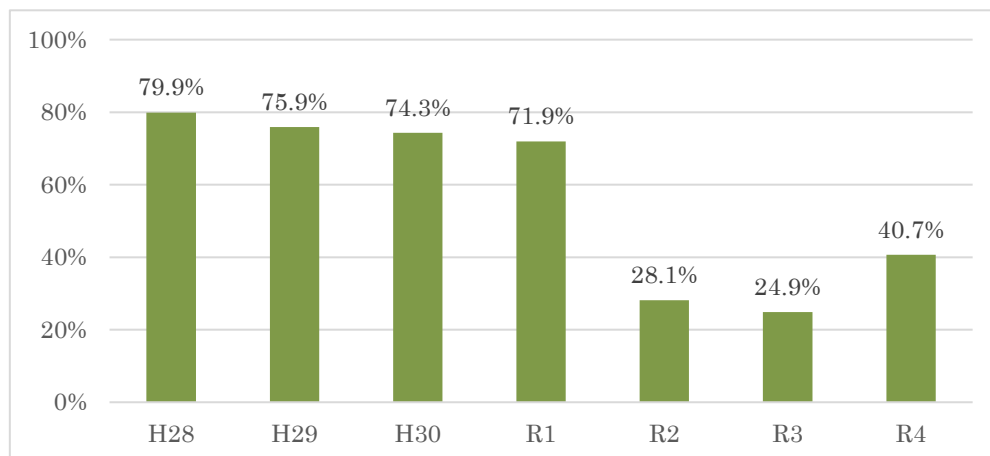
## (2) 客室稼働率・平均客室単価の推移

### ア 客室稼働率

京都市観光協会データ年報によると、京都市内の宿泊施設における客室稼働率は、客室数の増加を反映して漸減傾向ではあったものの、令和元年まで70%台で推移。

しかし、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷し、令和3年度は24.9%、令和4年度は40.7%となった。

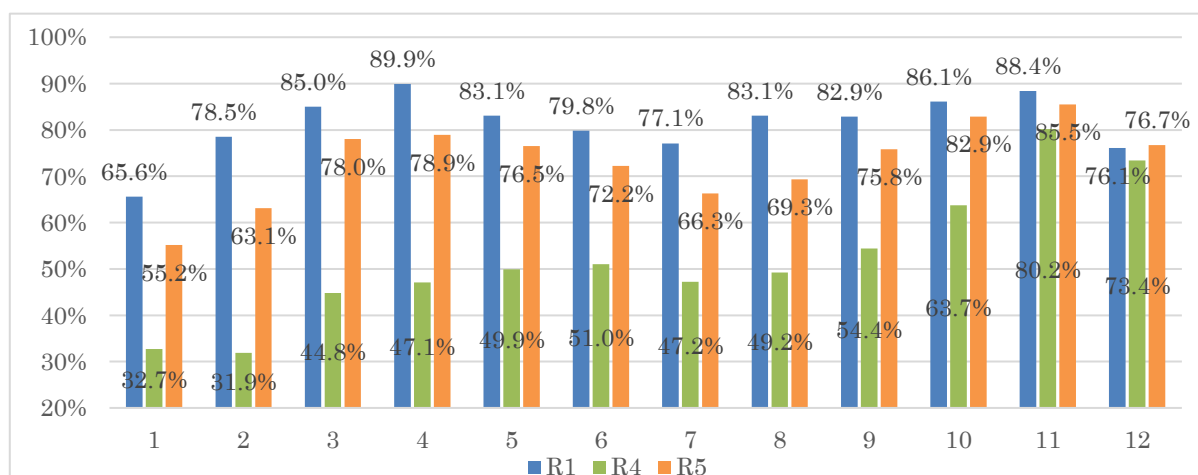
図表 2-5-1 客室稼働率の推移（京都市内。平成28年～令和4年）



出典：京都市観光協会データ年報（2022）（観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に拡大推計されたもの）を基にグラフ作成

なお、市内主要ホテルの客室稼働率は、令和4年11月に、令和元年11月以来となる80%台となり（80.2%）、令和5年12月には、コロナ禍以後で初めて令和元年同月の数値を上回る（令和元年12月：76.1%→令和5年12月：76.7%）など、数値が上昇している。

図表 2-5-2 市内主要ホテルの客室稼働率（月別）



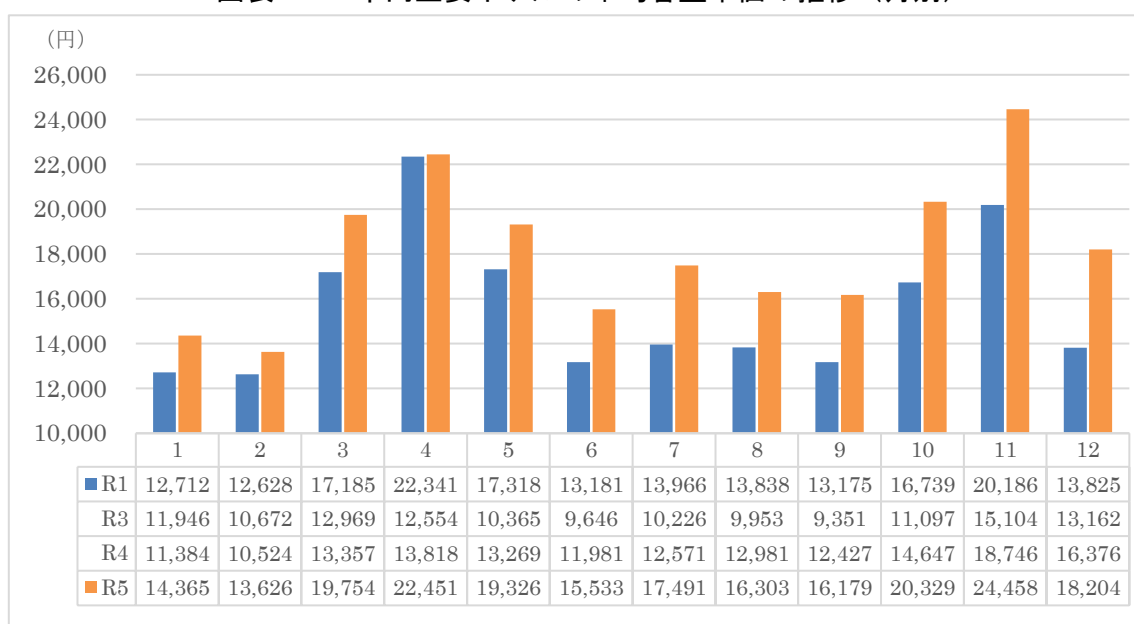
出典：京都市観光協会データ年報（2022）（令和5年については京都市観光協会データ月報）を基にグラフ作成

## イ 平均客室単価

市内主要ホテルの平均客室単価は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年の15,610円から令和3年には11,445円まで低下した※が、その後急速に回復。旅行需要の高まりのほか、円安、原材料費高騰や人手不足等の影響も受け、令和4年12月以降は13箇月連続で令和元年同月を上回っている。また、月ごとの変動幅が以前と比べて小さくなっている。

※ 京都市観光協会データ年報（2022年）による。なお、年間の平均客室単価は、各月の販売客室数で重みづけした加重平均である。

図表 2-6 市内主要ホテルの平均客室単価の推移（月別）



出典：京都市観光協会データ年報（2022）（令和5年については京都市観光協会データ月報）を基にグラフ作成

### 3 観光業界における人手不足

京都市観光協会が京都市内の観光関連事業者 152 社を対象に令和 5 年 6 月に実施したアンケート調査によれば、コロナ禍前の令和元年と比較して従業員数が減少したと回答した事業者が 65.1%を占め、その半数以上において、従業員数が令和元年比 8 割未満へと大幅に減少していた。また、回答事業者の 71.3%が接客職を中心に人手不足を感じており、業種別では、宿泊業 90.2%、交通業 94.7%などの結果であった。

「人手不足対策のためにこれから取り組みたいこと」の設問においては、回答数が多かった順に、「賃金水準の向上」32.7%、「ICT の導入などの業務効率化」22.7%、「外国人労働者の受入環境整備」20.0%などであった。

図表 2-7 市内の観光関連事業者における人手不足

#### 1 人員の変動（令和元年の従業員数を 100 とした場合）

| 大幅に減った<br>(80 未満) | やや減った<br>(80 以上 100 未満) | 減らなかった<br>(100 以上) | 不明・回答なし |
|-------------------|-------------------------|--------------------|---------|
| 34.2%             | 30.9%                   | 33.6%              | 1.3%    |

#### 2 現在、人手不足を感じるか

| 業種       | とても感じる | 感じる   | どちらともいえない | 感じない  | まったく感じない |
|----------|--------|-------|-----------|-------|----------|
| 宿泊       | 51.2%  | 39.0% | 4.9%      | 2.4%  | 2.4%     |
| 飲食       | 39.0%  | 43.9% | 12.2%     | 4.9%  | 0.0%     |
| 交通       | 52.6%  | 42.1% | 5.3%      | 0.0%  | 0.0%     |
| 小売       | 21.4%  | 50.0% | 14.3%     | 14.3% | 0.0%     |
| 製造       | 33.3%  | 33.3% | 23.8%     | 9.5%  | 0.0%     |
| 文化芸能     | 50.0%  | 37.5% | 0.0%      | 12.5% | 0.0%     |
| 社寺・文化財   | 0.0%   | 50.0% | 12.5%     | 25.0% | 12.5%    |
| 集客施設     | 25.0%  | 50.0% | 8.3%      | 16.7% | 0.0%     |
| 旅行会社     | 77.8%  | 11.1% | 11.1%     | 0.0%  | 0.0%     |
| ガイド      | 50.0%  | 50.0% | 0.0%      | 0.0%  | 0.0%     |
| 出版・印刷・広告 | 22.2%  | 44.4% | 22.2%     | 0.0%  | 11.1%    |
| I C T    | 40.0%  | 20.0% | 40.0%     | 0.0%  | 0.0%     |
| 金融       | 0.0%   | 0.0%  | 60.0%     | 20.0% | 20.0%    |
| 広告       | 33.3%  | 33.3% | 33.3%     | 0.0%  | 0.0%     |
| 公的団体     | 0.0%   | 42.9% | 42.9%     | 14.3% | 0.0%     |
| その他      | 25.0%  | 0.0%  | 50.0%     | 0.0%  | 25.0%    |

3 人手不足のためにこれから取り組みたいこと（複数回答）

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 賃金水準の向上        | 32.7% | 企業イメージの改善     | 16.7% |
| 勤務条件の緩和        | 16.7% | 外国人労働者の受入環境整備 | 20.0% |
| 研修・福利厚生の充実     | 16.0% | インターンシップの受入   | 14.0% |
| ICT 導入などの業務効率化 | 22.7% | 定年延長          | 12.7% |
| 求人広告の強化        | 16.0% | その他           | 0.7%  |

出典：京都市観光協会「観光業界における人手不足についての臨時調査の結果について」を基に作成

## 4 京都観光に関する市民意識

本市では、市民の京都観光に対する意識や満足度を把握するため、「京都観光に関する市民意識調査」を実施している。

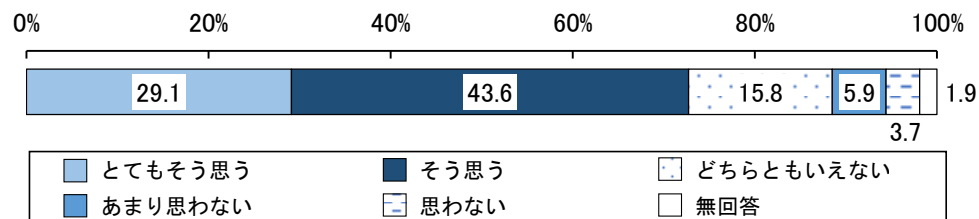
令和5年の主な調査結果として、「京都市の発展に、観光が重要な役割を果たしていると思うか」との設問に対して72.7%が、「京都市が観光に関して評価されることを誇りに感じるか」との設問に対して64.9%が、それぞれ肯定的な回答であり、京都観光の重要性等が市民に一定数評価されている様子がうかがえる。

また、観光の効果の実感については、観光客が訪れることで、「売上の増加や給与等への好影響につながっていると感じた」との回答が20.2%、「生活環境の向上につながっていると感じた」との回答が17.6%であった。

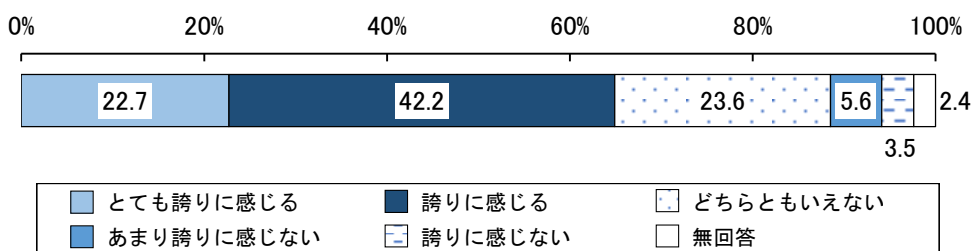
一方で、観光客や京都観光に関する経験を問う設問において、「路線バスや地下鉄などの公共交通機関の混雑」について62.4%、「道路の渋滞」について61.1%、「観光客のマナー違反」について47.7%の市民が迷惑した経験があると回答している。

図表 2-8 「京都観光に関する市民意識調査」（令和5年）の主な結果

### 1 京都市の発展に、観光が重要な役割を果たしていると思うか

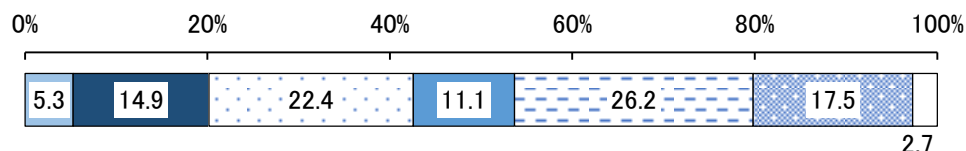


### 2 京都市が観光に関して評価されることを誇りに感じるか

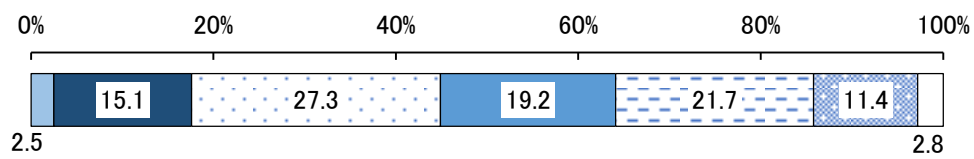


### 3 観光の効果の実感（一部抜粋）

#### ① 観光客が訪れることで、売上の増加や給与等への好影響につながっていると感じた

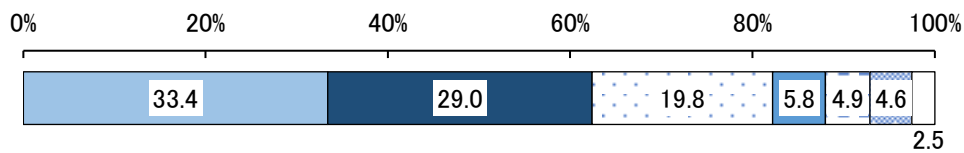


② 町並みが美しくなる、まちに活気が出るなど、生活環境の向上につながっていると感じた

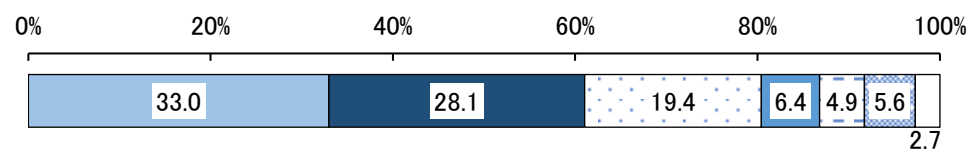


4 観光客や京都観光が自身にもたらす影響（一部抜粋）

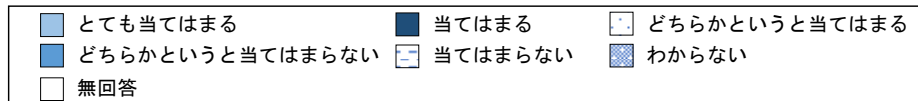
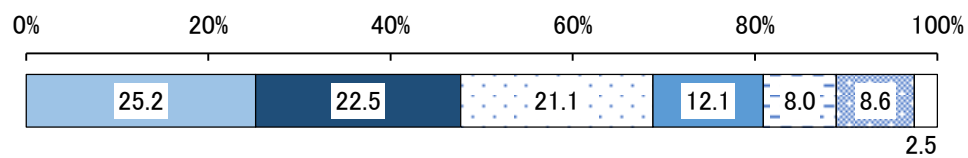
① 路線バスや地下鉄などの公共交通機関が混雑して迷惑した



② 道路が渋滞して迷惑した



③ 観光客のマナー違反（ごみのポイ捨て、食べ歩きなど）によって迷惑した





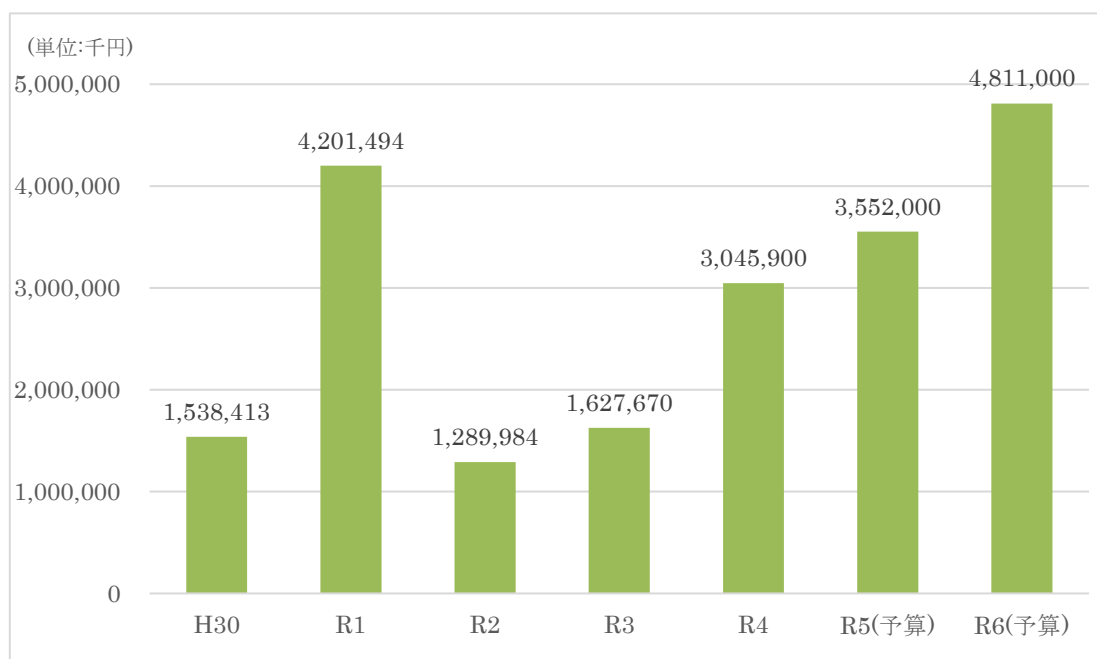
### 第3 宿泊税の施行状況

#### 1 課税状況

##### (1) 税収の推移

宿泊税の税収は、導入2年目の令和元年度に約42億円（同年度における宿泊税収としては全国の自治体で最多）であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客数急減の影響により、令和2年度は、前年度比31%となる12.9億円のみに急減した。令和3年度も同様の傾向が継続したが、令和4年度以降は、訪日客の観光目的の入国受入再開など宿泊業を取り巻く環境が変化する中で、宿泊税の税収も回復基調となっている。令和6年度予算では、過去最高となる48.1億円を見込んでいる。

図表3-1 宿泊税収の推移



※ 平成30年度は10月1日以降の分。令和4年度以前は決算ベース。また、各年度の金額は滞納繰越分を含む実収入額。

税額区分ごとの内訳をみると、全体の約90%を税率200円区分（宿泊料金20,000円未満）が占めているが、1,000円区分（同50,000円以上）の割合が、令和元年度の2.5%から令和4年度時点で4.23%に増加している。令和4年度の税収は令和元年度比72.3%（調定額ベース）であるが、1,000円区分に限ってみれば同122.4%（104,727千円→128,160千円）となっており、既に過去最高を更新している。さらに、令和5年度※は、1,000円区分に加えて500円区分（宿泊料金20,000円以上50,000円未満）も大きく増加しており、いずれも過去最高を大幅に更新する見込みである。これらは、近年、高価格帯ホテルの新規開業が進んだ

ことや、客室単価が上昇していること（第２・２参照）を反映したものと考えられる。

※ 令和５年１０月分までの速報値であり、参考情報

図表 3-2 税額区分ごとの宿泊税収の内訳（調定額ベース）

（上段：調定額（千円）、下段：割合（％））

| 宿泊料金           | 税額区分   | H31                   | R2                    | R3                    | R4                    | R5(～10月)              |
|----------------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2万円未満          | 200円   | 3,811,311<br><91.10>  | 1,144,608<br><87.93>  | 1,433,085<br><89.34>  | 2,664,571<br><88.04>  | 2,927,624<br><84.91>  |
| 2万円以上<br>5万円未満 | 500円   | 267,528<br><6.39>     | 107,665<br><8.27>     | 107,088<br><6.68>     | 233,720<br><7.72>     | 344,429<br><9.99>     |
| 5万円以上          | 1,000円 | 104,727<br><2.50>     | 49,503<br><3.80>      | 63,838<br><3.98>      | 128,160<br><4.23>     | 175,812<br><5.10>     |
| 合計             |        | 4,183,566<br><100.00> | 1,301,776<br><100.00> | 1,604,011<br><100.00> | 3,026,451<br><100.00> | 3,447,865<br><100.00> |

※ 調定額ベースの数値のため、図表 3-1 の実収入額とは一致しない。

※ 令和５年度は１０月分までの速報値

## (2) 適正課税・徴収の取組

### 【付帯決議】

- 税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊をはじめ違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。

以下のとおり、旅館業法や住宅宿泊事業法を所管する関連部署とも連携し、適正課税・徴収の取組を実施してきた。申告率はほぼ 100%を実現している。

### ア 課税捕捉

旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設については、所管の部署で保有する情報に基づき、課税対象施設の把握を行っている。

上記許可又は届出施設に対して、条例で定める経営申告書の提出により営業状況を把握するとともに、未提出施設については、架電や現地確認等による調査・指導を行っている。

図表 3-3 経営申告書の提出状況（令和５年１０月現在）

|                |         |
|----------------|---------|
| 課税対象施設数        | 3356 施設 |
| うち、経営申告書未提出施設数 | 8 施設    |
| 未提出率           | 0.24%   |
| 提出率            | 99.76%  |

一方で、宿泊税は宿泊行為に着目して課税するものであり、課税の公平性の観点から、許可又は届出の有無に関わらず、旅館業及び住宅宿泊事業を営んでいる実態があれば、その施設への宿泊者を課税対象とすることとしている。そのため、いわゆる「違法民泊」（違法宿泊施設）への宿泊者も課税対象となる。

「違法民泊」に対しては、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた情報を基に、適正化指導を強力に進めており、平成２８年４月から令和５年１０月末までに通報のあった施設の 99.9%（2,500 件以上）が営業中止等に至っている。（第３－４－(2)参照）

このような取組の結果、違法宿泊施設による宿泊税の納入は年々減少し、令和５年度は 10 月 12 日時点で 1 件となっている。

図表 3-4 違法宿泊施設による宿泊税の納入実績

| 年 度      | 営業を確認できた<br>違法宿泊施設数 | 申告税額        | 納入額         |
|----------|---------------------|-------------|-------------|
| 平成 30 年度 | 19 施設               | 948,800 円   | 948,800 円   |
| 令和元年度    | 16 施設               | 1,928,100 円 | 1,928,100 円 |
| 令和 2 年度  | 9 施設                | 111,200 円   | 111,200 円   |
| 令和 3 年度  | 2 施設                | 75,600 円    | 75,600 円    |
| 令和 4 年度  | 2 施設                | 51,400 円    | 51,400 円    |
| 令和 5 年度  | 1 施設                | 16,600 円    | 0 円         |

※ 令和５年度は 10 月 12 日時点

## イ 未申告者への取組

未申告者に対しては、申告指導文の送付、電話による指導、警告文の送付、現地調査に順次取り組んでおり、宿泊税導入以降の平成 30 年 10 月分から令和 5 年 8 月分までの通算申告率は 98.97%（過年度分に限れば 99.72%）となっている。

また、再三の指導にもかかわらず申告がない事業者に対し、更に一歩先を見据えた取組を進めていく一助とするため、令和元年 11 月に宿泊税条例を改正し、犯則調査手続に関して現行犯事件の臨検、搜索又は差押え等が行えるようにした。

図表 3-5 申告率の推移

| 申告対象年度      | 申 告 率(※) |        |        |        |        |        |
|-------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | H30      | R1     | R2     | R3     | R4     | R5(※)  |
| 平成 30 年度分   | 86.40%   | 99.93% | 99.97% | 99.97% | 99.97% | 99.97% |
| 令和元年度分      | —        | 93.90% | 99.52% | 99.62% | 99.66% | 99.68% |
| 令和 2 年度分    | —        | —      | 94.60% | 99.59% | 99.71% | 99.76% |
| 令和 3 年度分    | —        | —      | —      | 94.27% | 99.74% | 99.86% |
| 令和 4 年度分    | —        | —      | —      | —      | 94.40% | 99.46% |
| 令和 5 年度分(※) | —        | —      | —      | —      | —      | 91.95% |
| 通算申告率       | 86.40%   | 95.40% | 97.60% | 98.15% | 98.62% | 98.97% |

※ 申告率は年度末時点（令和 5 年度は 10 月 12 日時点）。令和 5 年度分は 9 月 30 日申告期限分まで。

## ウ 税務調査

宿泊税の適正かつ公平な課税を期するため、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して、質問検査権に基づく税務調査を実施している。

具体的な調査方法は、条例上保管を義務付けている帳簿のほか、旅館業法や国税に係る法令（所得税法及び法人税法等）において保管が義務付けられている帳簿等（宿泊者名簿や仕訳帳、現金出納帳など）の提示を求め、宿泊税の申告が適正になされているかを確認している。

## 2 宿泊事業者の負担軽減に関する取組

### 【付帯決議】

- 2 宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。
- 4 簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。

宿泊税の特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するため、以下の取組を実施している。

### (1) 代行徴収・代理徴収

条例の規定に基づき、宿泊税の徴収について便宜を有する民間の仲介事業者（宿泊予約サイトの運営事業者）を特別徴収義務者に指定すること（代行徴収）により、宿泊者や宿泊事業者の負担軽減を図っている。

図表 3-6 代行徴収実績

| 年度     | 延べ施設数 | 申告納入金額(円) |
|--------|-------|-----------|
| 平成30年度 | 7     | 9,600     |
| 令和元年度  | 39    | 67,200    |
| 令和2年度  | 70    | 132,400   |
| 令和3年度  | 139   | 190,400   |
| 令和4年度  | 187   | 385,000   |
| 令和5年度  | 94    | 401,200   |

※ 令和5年度は10月1日時点

また、施行1年6箇月後調査（第1・3参照）において宿泊事業者から要望が多かった「代理徴収」（民間仲介業者が宿泊税額を明示したうえで宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、これを宿泊事業者（特別徴収義務者）に引き渡す手法）についても、民間仲介業者と協議を進め、一部の仲介業者において対応が可能となっている。

### (2) 特別徴収事務補助金

宿泊事業者の特別徴収に係る事務を支援するため、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付要綱に基づき、毎年度の特別徴収額に応じて補助金を交付している。

図表 3-7 特別徴収事務補助金の概要

|        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 目的     | 宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図る。 |
| 交付対象期間 | 毎年3月分（4月申告納入分）～翌年2月分（3月申告納入分）                       |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別徴収義務者ごとに交付する。</li> <li>○ 毎年度、特別徴収義務者から 8 月中に申請書の提出を受け、10 月中に交付する（予定）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 交付対象者   | 次の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業若しくは住宅宿泊事業を営む者又は代行徴収を行う特別徴収義務者であること。</li> <li>・ 交付対象期間に違法施設を営業していないこと。</li> <li>・ 経営申告書を提出していること。</li> <li>・ 市税等の徴収金を滞納していないこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| 交付額算出方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計算式<br/> <math display="block">\text{補助金交付額}(\text{※1}) = \text{申告納入金額}(\text{※2}) \times \text{補助率}(\text{※3})</math>           ※1：100 円未満切捨て<br/>           ※2：期限内に申告及び納入した額の合計<br/>           ※3：2.5%（ただし、令和 4 年度（令和 5 年度交付分）までは 3.0%）</li> <li>○ 上限額<br/>           特別徴収義務者ごとに年間 200 万円</li> <li>○ 計算の特例<br/>           補助金交付額の計算後の額が 1,000 円に満たない場合は、1,000 円を限度として補助金を交付</li> </ul> |

なお、令和 2 年度交付分については、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊事業者の経営状況を踏まえた特別の措置として、補助金交付額の計算後の額が 10,000 円に満たない場合は、10,000 円を限度として補助金を交付することとした。また、交付時期についても、特別徴収義務者に対し速やかに補助金を交付できるよう、例年よりスケジュールを前倒しし、8 月 31 日から口座振込を開始した。

各年度の交付実績は図表 3-8 のとおり。

図表 3-8 特別徴収事務補助金の交付実績

| 年度      | 交付件数    | 交付額           |
|---------|---------|---------------|
| 令和元年度   | 1,503 件 | 39,896,700 円  |
| 令和 2 年度 | 1,968 件 | 116,377,300 円 |
| 令和 3 年度 | 1,429 件 | 36,094,400 円  |
| 令和 4 年度 | 1,216 件 | 46,010,400 円  |

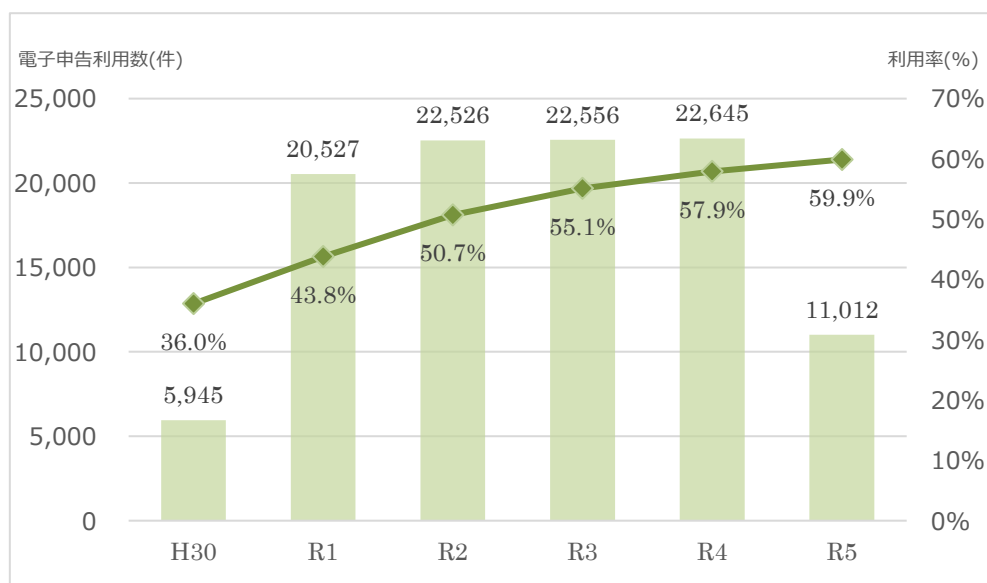
### (3) 電子申告・納付

#### ア 京都府・市町村共同電子申請システム

宿泊税の電子申告については、平成 30 年の施行当初から、京都府及び府内市町村で共同運用している「京都府・市町村共同電子申請システム」を利用している。宿泊施設の営業開始時に電子申告の手引きを送付する等、利用促進に取り組んでおり、その利用率は

年々上昇している。

図表 3-9 電子申告の利用数・利用率



※ 令和5年度は令和5年10月12日現在（8月分まで）

#### イ eLTAX（地方税ポータルシステム）

地方税務手続のデジタル化の一環として、地方税共同機構が運営する eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続及び電子納付の対象税目・納付手段の拡大が進められており、宿泊税についても、令和5年10月16日から eLTAX を通じた電子申告・電子納付が可能となっている。

### 3 周知・広報

#### 【付帯決議】

- 5 日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。

#### (1) 取組の概要

宿泊税の周知・広報として、以下の取組を実施している。

##### ア 宿泊事業者向け周知

- 制度説明会を平成30年4月から8月にかけて計18回開催。計1,140名（1,304施設）が参加
- 施行1年6箇月後調査（第1・3参照）におけるアンケート結果を踏まえ、新たに「宿泊税を活用した主な事業」のチラシを作成。毎年度宿泊事業者に送付している。

##### イ 宿泊客（納税者）向け周知・広報

- チラシ、リーフレット、ポスター、三角柱ポップ、ステッカーを作成し、全宿泊施設に送付。また、本市や関西国際空港内の観光案内所に配架
- 全国の主要鉄道駅、市バス車両等へのポスター等の掲出
- 東京駅、京都駅でのデジタルサイネージによる広報
- 8言語に対応した宿泊税専用のポータルサイトを新設。バナー等を作成
- インターネット広告の掲載

##### ウ 旅行業関係への周知

- 全国旅行業協会（ANTA）、日本旅行業協会（JATA）を通じて、加盟旅行者に対する周知を実施
- 大手旅行会社各社に周知への協力を依頼
- 日本政府観光局（JNTO）のメールマガジンに宿泊税に関する情報を掲載。アジア、欧米等の海外事業所（世界20箇所）へも情報発信

##### エ 学校関係への周知

- 修学旅行生等が課税免除の対象となることから、日本修学旅行協会等を通じて、制度概要や課税免除の手続等を周知した。

##### オ 市民向け周知・広報

- 市公式ホームページ（京都市情報館）に「宿泊税の使途」を発信するページを作成
- 宿泊税の使途をはじめ、観光がもたらす効果を分かりやすくお伝えするリーフレ



ット「私たちの暮らしと京都観光」を発行

- 観光がもたらす効果や、今後の京都観光が目指す姿等を総合的に伝える冊子「みんなでつくる京都観光」を発行

図表 3-10 広報物の例



周知チラシ

リーフレット

宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るための費用に活用します。

【活用例】

- 美しい景観の保全
- わかりやすい観光案内
- 道路の改善、道路整備
- 京町家の保全・継承
- 違法民泊の適正化

The Accommodation Tax is used to cover costs involved in enhancing the attractions of Kyoto as an International Culture and Tourism City, and in promoting tourism.

【Examples of how the tax is used】

- Preserving and enhancing attractive scenery
- Easily understood guides to sightseeing
- Resolving congestion on roads and walkways
- Preservation and succession of Kyoto machiya (traditional townhouses)
- Regulation of unlicensed private lodging business

宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るための費用に活用します。

【活用例】

- 美しい景観の保全
- わかりやすい観光案内
- 道路の改善、道路整備
- 京町家の保全・継承
- 違法民泊の適正化

The Accommodation Tax is used to cover costs involved in enhancing the attractions of Kyoto as an International Culture and Tourism City, and in promoting tourism.

【Examples of how the tax is used】

- Preserving and enhancing attractive scenery
- Easily understood guides to sightseeing
- Resolving congestion on roads and walkways
- Preservation and succession of Kyoto machiya (traditional townhouses)
- Regulation of unlicensed private lodging business

宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るための費用に活用します。

【活用例】

- 美しい景観の保全
- わかりやすい観光案内
- 道路の改善、道路整備
- 京町家の保全・継承
- 違法民泊の適正化



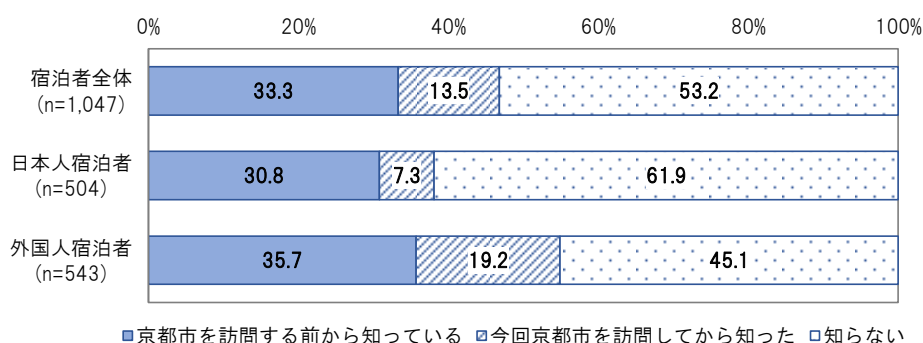
## (2) 宿泊税の認知度

宿泊税の認知度について、施行1年6箇月後調査（第1－3参照）の時点では、宿泊税を知らない人の割合が宿泊者で53.2%、市民で38%であった。調査方法が異なるため単純比較はできないものの、令和5年の京都観光に関する市民意識調査（第2－4参照）では、この割合が26.3%まで低下している。ただし、同調査において、宿泊税の使途や制度の詳細な内容に関する市民の認知度は10%台～30%台の低い数値となっている。

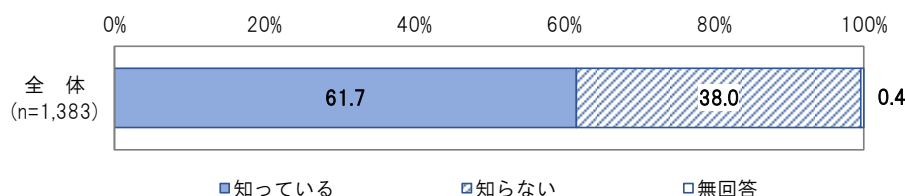
図表 3-11 宿泊税の認知度

### 1 施行1年6箇月後調査（京都市において宿泊税が導入されていることを知っているか）

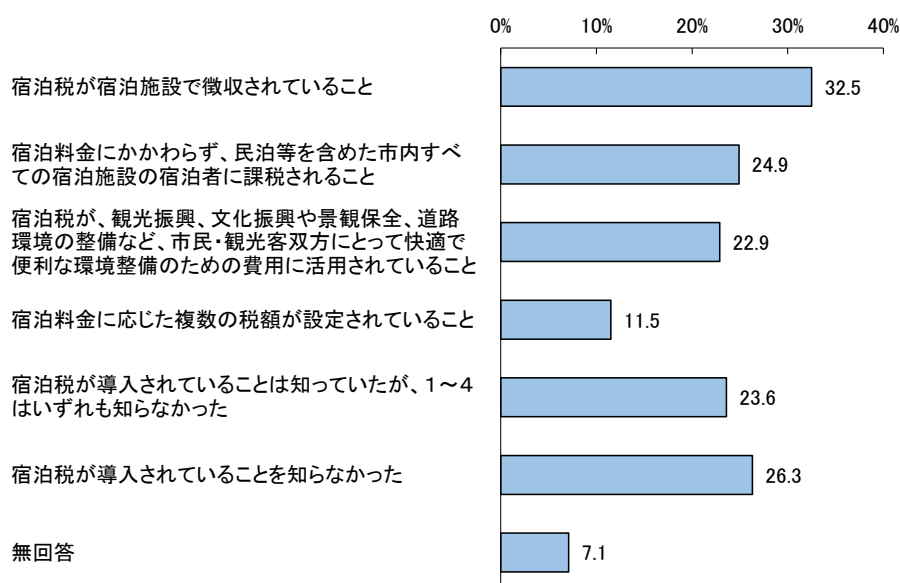
#### ① 宿泊者アンケート



#### ② 市民アンケート



### 2 令和5年 京都観光に関する市民意識調査（京都市の宿泊税に関する次の内容を知っているか）



## 4 税収の使途

### 【付帯決議】

- 3 宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び使途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。

### (1) 活用の方針と状況

宿泊税の税収は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てることとされている（宿泊税条例第1条）。これは、観光客数や観光消費額の増加を図るためではなく、観光に付随する課題の解決や、文化・まちづくり・産業などの活性化を通じて、市民と入洛客双方の満足度を高めていくために税収を活用することを定めたものである。（第1－2－(2)－ウ参照）

この目的の実現に向け、本市では、市民や事業者等のニーズを踏まえつつ、

- 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備（例：観光地等交通対策、交通バリアフリー対策、無電柱化事業、街路樹の育成管理）
- 京都観光における更なる質・満足度の向上（例：岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出、情報発信の更なる強化）
- 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全（例：歴史的景観の保全に向けた取組、文化財の保全・継承に向けた取組）

といった取組に宿泊税を活用してきた。

また、「民泊」対策事業や「ウィズコロナ社会で安心して楽しめる観光の充実」など、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な施策を実施してきた（充当事業の詳細については、参考資料2を参照）。

このように、宿泊税の税収は、狭義の観光振興施策のみならず、京都独自の価値である文化、景観等の魅力向上や、社会インフラ整備等の基盤的事業にも活用され、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を支える貴重な財源となっているものである。

図表 3-12 宿泊税を活用した事業（平成30年度～令和5年度）

（単位：百万円）

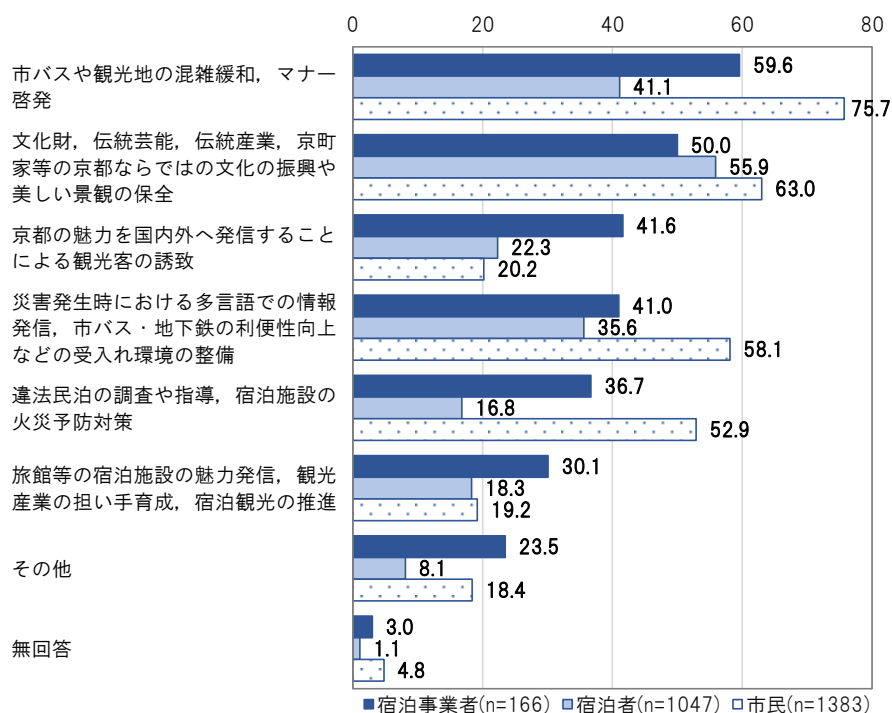
| 平成30年度                |            | 令和元年度                   |            | 令和2年度                      |            |
|-----------------------|------------|-------------------------|------------|----------------------------|------------|
| 事業名                   | 宿泊税<br>充当額 | 事業名                     | 宿泊税<br>充当額 | 事業名                        | 宿泊税<br>充当額 |
| <b>1 混雑対策</b>         | 369        | <b>1 混雑対策・分散化</b>       | 888        | <b>1 混雑対策・分散化</b>          | 483        |
| 隠れた名所の情報発信による観光客分散化など |            | 手ぶら観光の推進など              |            | 安心・安全な東大路歩行空間創出事業など        |            |
| <b>2 民泊対策</b>         | 121        | <b>2 民泊対策</b>           | 121        | <b>2 民泊対策</b>              | 23         |
| 違法の疑いがある施設の調査・指導など    |            | 違法の疑いがある施設の調査・指導など      |            | 違法の疑いがある施設の調査・指導（違法民泊がゼロに） |            |
| <b>3 宿泊事業者支援</b>      | 41         | <b>3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進</b> | 306        | <b>3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進</b>    | 56         |
| 旅館の経営強化・魅力発信支援        |            | 「夜観光」の魅力アップによる          |            | 宿泊施設従業員向け歴史・文化             |            |

|                                    |        |                                    |        |                                    |        |
|------------------------------------|--------|------------------------------------|--------|------------------------------------|--------|
| など                                 |        | 「宿泊観光」の推進など                        |        | 体験研修の実施など                          |        |
| <b>4 受入環境の整備</b>                   | 305    | <b>4 受入環境整備</b>                    | 619    | <b>4 受入環境の整備</b>                   | 143    |
| 外国人観光客マナー啓発など                      |        | 観光客等帰宅困難者対策など                      |        | 高齢の方なども使いやすい洋式トイレの整備など             |        |
| —                                  |        | <b>5 国内外への情報発信</b>                 | 250    | <b>5 国内外への情報発信</b>                 | 18     |
|                                    |        | 京都観光オフィシャルサイトの改修など                 |        | 京都観光 Navi「食の京都」ページの開設など            |        |
| <b>5 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 479    | <b>6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 1,528  | <b>6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 381    |
| 京町家の保全及び継承に関する取組（改修経費の助成）など        |        | 伝統行事助成（祇園祭山鉾修理）など                  |        | 文化・伝統産業の担い手育成（京都文学賞の実施）など          |        |
| 令和3年度                              |        | 令和4年度                              |        | 令和5年度                              |        |
| 事業名                                | 宿泊税充当額 | 事業名                                | 宿泊税充当額 | 事業名                                | 宿泊税充当額 |
| <b>1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備</b> | 581    | <b>1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備</b> | 1,818  | <b>1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備</b> | 2,190  |
| 無電柱化の推進など                          |        | 朝・夜観光など幅広い京都の魅力向上など                |        | 安心・安全な京都観光のための情報発信など               |        |
| <b>2 京都観光における更なる質・満足度の向上</b>       | 507    | <b>2 京都観光における更なる質・満足度の向上</b>       | 452    | <b>2 京都観光における更なる質・満足度の向上</b>       | 700    |
| 京都の魅力の情報発信の更なる強化など                 |        | 地域の実情に応じたマナー対策等の強化など               |        | 持続可能なインバウンド観光促進事業など                |        |
| <b>3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 478    | <b>3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 705    | <b>3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</b>      | 510    |
| 社寺屋根等保存会研修助成など                     |        | 小・中学生による伝統文化体験など                   |        | 市指定文化財等助成事業など                      |        |

※このほか、宿泊税課税・徴収経費にも活用

※令和5年度の宿泊税充当額については当初予算額

図表 3-13 宿泊税の使途に対する要望（令和元年度）



出典：京都市「宿泊税条例施行後の状況に関する調査結果〈概要版〉」



## (2) 主な事業とその効果

宿泊税を活用した事業の概要とその効果について、主なものを取り上げて以下に記載した。

### ○ 安心・安全な京都観光のための情報発信

#### 事業概要（アクティビティ）

- 主な観光エリアにおける、ビッグデータを活用した観光快適度（混雑状況）予測の発信（令和元年9月～）や、混雑状況がリアルタイムで確認できる、ライブカメラ映像の配信（令和3年4月～）などを行う「京都観光快適度マップ」を運用している。

##### ➤ 観光快適度（混雑状況）予測



- ✓ 多言語サイト（英語・中国語）の開設（令和4年10月～）
- ✓ 外国人観光客のビッグデータを活用したより精度の高い混雑予測（令和5年10月～）

##### ➤ リアルタイム映像の配信

- ✓ テロップ表示機能を導入し、各地域の事情に応じたマナー啓発、イベント情報・災害情報を発信（令和5年10月～）



#### 事業費（インプット）

- 約0.3億円（R3～R5）
- うち宿泊税充当額約0.2億円

#### 実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

##### 観光快適度予測の閲覧数

| 年度  | R1 ※  | R2     | R3     | R4            |
|-----|-------|--------|--------|---------------|
| 閲覧数 | 約3万PV | 約19万PV | 約13万PV | <b>約23万PV</b> |

※ 令和元年度は、配信を開始した9月～3月の集計

##### ライブカメラ視聴数

| 年度  | R3      | R4             |
|-----|---------|----------------|
| 視聴数 | 約611万PV | <b>約927万PV</b> |

- 「京都観光快適度マップ」サイト内アンケート結果  
当該サイトを確認した結果、予定変更を行った人の割合は、48%にのぼり、利用者からも「精度が高く、簡単で非常に使いやすいので助かっている」と好評をいただいている。

- 「混雑状況の見える化」により、京都を訪れる観光客に混雑を回避し、安心・安全・快適に京都観光を楽しんでいただける

⇒ 市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に寄与



### ○ 持続可能なインバウンド観光促進事業

#### 事業概要（アクティビティ）

- 安心・安全の確保を前提とした持続可能なインバウンド観光を促進するため、次のような取組を進めている（令和5年度～）。

- 京都観光モラルをはじめとする情報発信の強化
  - ✓ 京都観光オフィシャルサイトや京都市観光協会のSNS発信を強化
  - ✓ 民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたコンテンツを開発・運営
- インバウンド受入環境整備
  - ✓ 京都観光モラルやマナーを観光客に伝えることを目的に、京都市認定通訳ガイドを活用したモデルツアーを造成
- プロモーションの実施
  - ✓ 観光の分散化に資する取組をツアーに組み入れたファムトリップ（※）に対し取材支援等  
※ 誘致促進のため、ターゲットとする事業者等に現地視察をしていただくツアー
- 上質な観光サービスの充実
  - ✓ 上質な観光コンテンツの造成支援やラグジュアリー向け宿泊施設との連携など

#### 事業費（インプット）

- 約0.5億円（R5）※予算
- うち宿泊税充当額約0.4億円

#### 実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

##### 体験予約ページ（英語）の新設



海外向け京都観光オフィシャルサイト上に、体験予約ページを新設。「朝夜観光」の推進に資する体験や「京都観光モラル推進宣言事業者」が提供する体験を中心に掲載。

- Kyoto Official Media Partners（民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたサイト）

現地取材に基づいた質の高い内容や持続可能な観光に資する優良な情報を発信



- 市認定通訳ガイドを活用したマナー・モラル啓発に関するモデルツアー



ツアーを通して、京都の歴史・文化とともに、手ぶら観光や電車内の立振舞い、ごみの持帰りなどのモラル・マナーを伝え、外国人観光客に啓発  
✓ 令和5年10月2日～21日実施  
✓ 嵐山エリア・伏見稲荷エリアの全2コース

- インバウンドの本格的な再開が進む中、受入環境をより一層整備することで、市民生活と調和した持続可能な観光が図られている。

## ○「民泊」対策事業

### 事業概要（アクティビティ）

- 本市では、違法・不適正な「民泊」に対して、条例等の独自ルールに基づき対策を進めてきた。

#### 【主な取組】

- 「民泊通報・相談窓口」の設置
- 適正化指導等の「民泊」対策に特化した専門チームを設置
- 住宅宿泊事業法に基づく届出受付窓口を設置（令和2年度までは京都府行政書士会に委託）
- 「民泊」に係る地域住民の支援事業
  - ✓ 地域住民の「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが助言
- 京都市民泊ポータルサイトの公開
  - ✓ 宿泊施設の手続に関する情報、施設の運営に必要な情報、許可施設又は届出住宅の情報及び違法施設の通報先等の情報を一元的に発信
- 定期監査及び宿泊施設スクリーニング調査を実施

### 事業費（インプット）

- 約4.7億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約4.4億円

### 実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況
  - ✓ 平成28年4月から令和5年10月末までに通報のあった施設の99.9%(2,500件以上)が営業中止等に至る
- 「民泊通報・相談窓口」受付件数（令和5年10月末時点）
  - ✓ 受付件数は開設当初と比較して大きく減少

| 年度  | 通報     | 相談・意見等 | 計      |
|-----|--------|--------|--------|
| H28 | 1,148件 | 575件   | 1,723件 |
| H29 | 1,010件 | 950件   | 1,960件 |
| H30 | 1,095件 | 1,039件 | 2,134件 |
| R1  | 468件   | 411件   | 879件   |
| R2  | 158件   | 150件   | 308件   |
| R3  | 91件    | 63件    | 154件   |
| R4  | 83件    | 71件    | 154件   |
| R5  | 125件   | 94件    | 219件   |
| 累計  | 4,178件 | 3,353件 | 7,531件 |

- 「民泊」に係る地域住民の支援事業（H30.8～R5.6）

| 派遣実績 | 計32回（18町内会）                                            |
|------|--------------------------------------------------------|
| 派遣人数 | 計72人（行政書士48人、建築士5人、弁護士6人、まちづくりアドバイザー9人、地域のまちづくりの専門家4人） |

- 「民泊」対策事業により、宿泊者・市民の双方にとって安心・安全で良好な環境の確保が図られている。

## ○ 無電柱化の推進

### 事業概要（アクティビティ）

- 本市では、昭和61年度から無電柱化事業を開始。「景観系路線」と「幹線系路線（緊急輸送道路等）」に区分して取組を進めている。
- 平成30年度に「今後の無電柱化の進め方」（長期的な整備方針）とともに第7期計画となる今後10年間で整備を目指す34路線・19km（管路整備延長）の実施計画を策定。

#### 今後概ね10年間で整備を目指す道路（平成31年3月）

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 景観系路線 | 新橋通、八坂通、三条通（寺町通～新町通）、清水通（茶わん坂）、銀閣寺通など |
| 幹線系路線 | 河原町通、後院通、北大路通、寺町通、大手筋通、丸太町通など         |

- 無電柱化の推進に向けた具体的取組として、
  - 多様な整備手法の活用によるコスト削減やスピードアップ
  - 市民や事業者との協働
  - 広報・啓発活動などを実施している。

### 事業費（インプット）

- 約36.4億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約3.4億円

### 実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 整備実績（昭和61年度～令和5年度末）

|       | 管路整備延長 | 「今後の無電柱化の進め方」に基づく内訳  |                |                   |                   |
|-------|--------|----------------------|----------------|-------------------|-------------------|
|       |        | 景観の保全・再生<br>（管路整備延長） | 防災<br>（管路整備延長） | 安全・円滑<br>（管路整備延長） | その他道路<br>（管路整備延長） |
| 幹線系路線 | 52.47  | 2.94                 | 36.41          | 2.88              | 10.24             |
| 景観系路線 | 12.00  | 11.20                | 0              | 0                 | 0.80              |
| 合計    | 64.47  | 14.14                | 36.41          | 2.88              | 11.04             |

#### （具体例）先斗町通

整備前（H28）



整備後（R3）



- 整備効果  
無電柱化により、風情豊かで歴史的な街並み景観の保全・再生、都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等が図られている。

## ○ 京町家の改修や維持修繕に対する補助

### 事業概要（アクティビティ）

- 平成30年10月から、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく個別指定及び指定地区内の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる大規模改修工事や維持修繕にかかる費用に対する補助を行っている。

#### ➤ 指定京町家改修補助金

| 対象建築物 | 個別指定の京町家                   | 指定地区内の京町家              |
|-------|----------------------------|------------------------|
| 対象工事  | 外部改修工事<br>設備改修工事<br>内部改修工事 | 外部改修工事<br>設備改修工事       |
| 補助金額  | 補助対象費用の1/2<br>上限額250万円     | 補助対象費用の1/2<br>上限額100万円 |

#### ➤ 個別指定京町家維持修繕補助金

| 対象建築物 | 個別指定の京町家            |
|-------|---------------------|
| 対象工事  | 屋根や外壁の部分的な補修や防蟻処理など |
| 補助金額  | 補助対象費用の1/2、上限額20万円  |

### 事業費（インプット）

- 約3億円（H30～R5）
- うち宿泊税充当額約0.4億円

### 実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

#### ・活用実績（H30～R5累計）

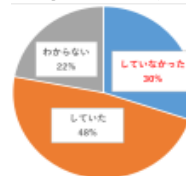
|         | 件数   | 金額        |
|---------|------|-----------|
| 改修補助金   | 279件 | 217,215千円 |
| 維持修繕補助金 | 30件  | 4,751千円   |

（改修事例）

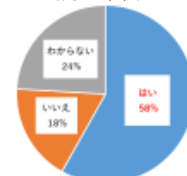


（補助金活用者対象のアンケート調査）※回答数186

Q:補助金がなかった場合、今回の工事はされていたか。



Q:補助金がなかった場合、京町家の維持は困難だったか。



- 京都の貴重な財産である京町家の保全が図られている。

このように、宿泊税の税収は、「市民生活との調和」、「質や満足度の向上」といった本市における観光をめぐる諸課題に対処するとともに、都市の魅力向上や文化資源の保全継承にも貢献する形で活用がなされ、成果を上げている。



## 第4 宿泊税の制度の在り方に関する論点

### 1 持続可能な京都観光に向けた課題と税財源

#### (1) 京都観光振興計画 2025（令和3年3月策定）

観光は、幅広い産業と関連し、京都の経済や雇用、地域固有の文化の継承やまちづくりに大きな役割を果たしている。一方で、一部観光地の混雑等の問題が市民生活に影響を及ぼしてきたことも事実である。

こうした中、本市では、宿泊税導入後の令和2年11月に、市民、観光客、観光事業者・従事者等がお互いを尊重した行動を取ることを促す行動基準「京都観光モラル」を策定。さらに令和3年3月には、市民生活と調和した「持続可能な観光」を目指す「京都観光振興計画 2025」を策定した。同計画では、2030年までに実現する5つの柱として、①市民生活と観光の調和・豊かさの向上、②京都の「光」の磨き上げ・観光の質の向上、③担い手の活躍、④危機に対応でき、安心・安全で持続可能な観光の推進、⑤MICEの振興を掲げ、オール京都の体制で取組を進めていくこととしている。

図表 4-1 「京都観光振興計画 2025」の5つの柱

#### 2030年に実現を目指す5つのまちづくりと観光

京都観光が目指す姿を踏まえ、以下の5つのまちづくりと観光を2030年までに実現することを目指す。

- 1 市民生活と観光の調和が図られ、市民が豊かさを実感できる。
- 2 あらゆる主体が京都の「光」を磨き上げ、観光の質を高める。
- 3 観光の担い手がより活躍し、観光・文化分野での起業・新事業創出が盛んになり、都市の活力向上や文化の継承に寄与する。
- 4 感染症や災害などの様々な危機に対応できる、しなやかで力強く、安心・安全で環境に配慮した持続可能な観光を実現させる。
- 5 M I C E 都市としての魅力確立し、世界の人々が集い、多様性を認め合い、世界平和に貢献するまちになる。

「京都観光振興計画 2025」（概要版）より抜粋

#### (2) 現状と課題

とりわけ観光需要が大きく回復した令和5年度には、関係機関との連携の下、市民生活との調和を最優先として、一部観光地や市バスの混雑、マナー問題等の観光課題への対策を強化した。その結果、秋のハイシーズンにおいて京都駅の市バス乗り場のと列に改善が見られるなど一定の効果が現れたが、依然として更なる対策が必要な状況にある。

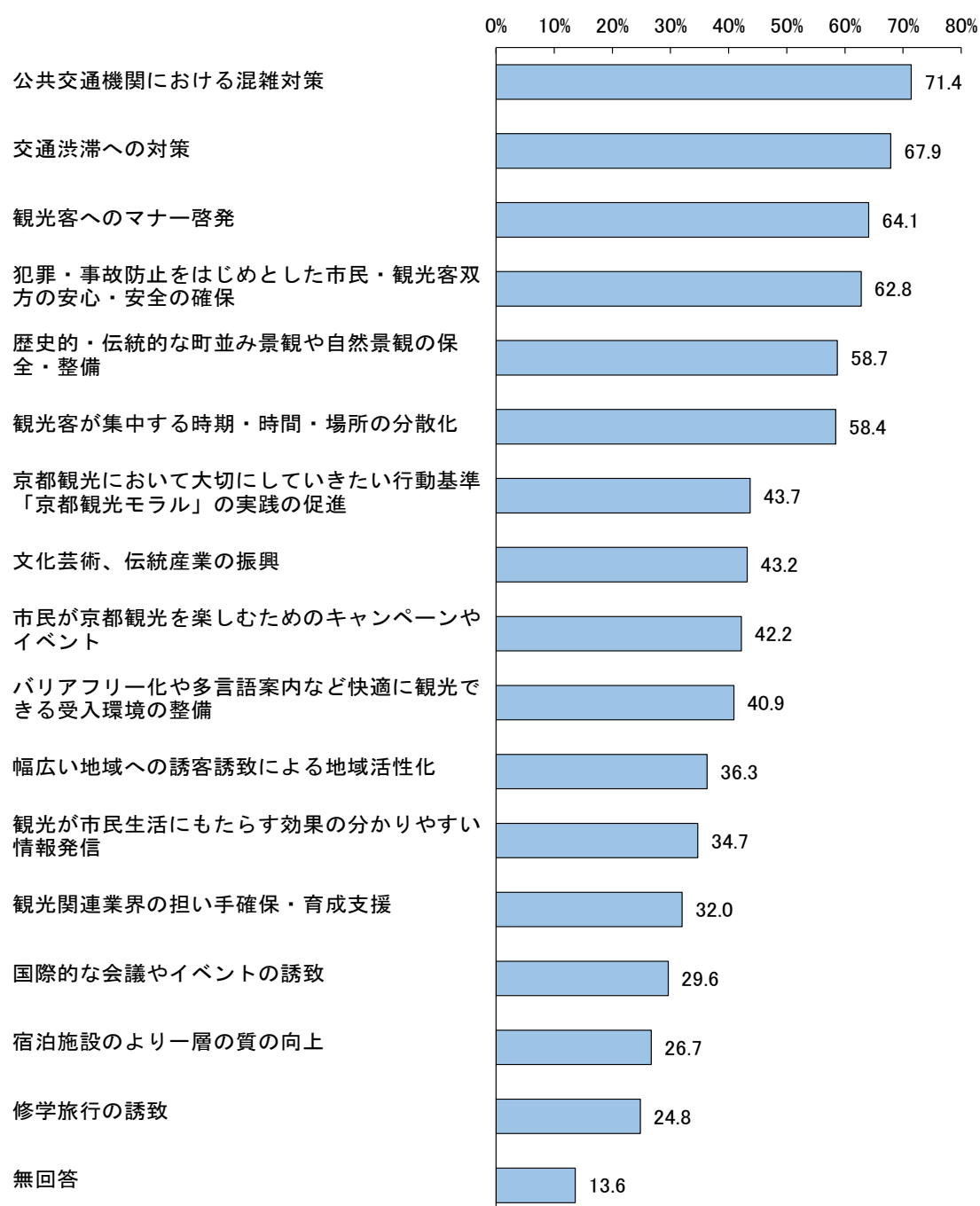
このような観光課題対策のより一層の強化と併せて、「京都観光モラル」の普及・実践促進や、市民の観光に対する共感の輪の拡大、担い手の確保及び活躍の促進など、市民生活と調和した「持続可能な観光」の実現に向けた各種施策を強力に推進していく必要がある。



また、市民意識調査においては、実施してほしい京都市の取組として、「歴史的・伝統的な街並み景観や自然環境の保全・整備」、「文化芸術、伝統産業の振興」などにも多くの声が寄せられている。歴史・自然・文化・景観といった京都独自の魅力に磨きをかけることは、観光振興のみならず、市民の暮らしの豊かさにもつながるものであり、「持続可能な観光」に不可欠な要素である。しかしながら、文化や伝統産業の担い手不足、京町家の滅失の進行など、このような京都のアイデンティティを脅かす課題が生じている。

一方で、このような課題に対処するための税財源については、①都市税源の市町村への配分割合が5%未満であり、経済や観光の活性化が自主財源の確保に結び付きにくい、②地方交付税の算定において、「観光」に伴う行政サービスや社会インフラ維持に係る財政需要の実態が的確に反映されていないといった構造的な問題があり、十分な税制上の措置がなされていない。宿泊税の税収は、市民・観光客双方の利便性や満足度向上につながる社会インフラの整備といった基盤的事業にも活用されているが（第3・4参照）、市バスや地下鉄車両の老朽化に伴う維持更新に多額の費用が必要となるなど、これらについても、利便性や安全性、サービスの向上を図るための財源が不足している状況にある。

図表 4-2 実施してほしい京都市の取組（市民）



出典：令和5年 京都観光に関する市民意識調査

【再掲】図表 2-7 市内の観光関連事業者における人手不足（現在、人手不足を感じるか）

| 業種 | とても感じる | 感じる   | どちらともいえない | 感じない | まったく感じない |
|----|--------|-------|-----------|------|----------|
| 宿泊 | 51.2%  | 39.0% | 4.9%      | 2.4% | 2.4%     |
| 飲食 | 39.0%  | 43.9% | 12.2%     | 4.9% | 0.0%     |

|          |       |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交通       | 52.6% | 42.1% | 5.3%  | 0.0%  | 0.0%  |
| 小売       | 21.4% | 50.0% | 14.3% | 14.3% | 0.0%  |
| 製造       | 33.3% | 33.3% | 23.8% | 9.5%  | 0.0%  |
| 文化芸能     | 50.0% | 37.5% | 0.0%  | 12.5% | 0.0%  |
| 社寺・文化財   | 0.0%  | 50.0% | 12.5% | 25.0% | 12.5% |
| 集客施設     | 25.0% | 50.0% | 8.3%  | 16.7% | 0.0%  |
| 旅行会社     | 77.8% | 11.1% | 11.1% | 0.0%  | 0.0%  |
| ガイド      | 50.0% | 50.0% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  |
| 出版・印刷・広告 | 22.2% | 44.4% | 22.2% | 0.0%  | 11.1% |
| I C T    | 40.0% | 20.0% | 40.0% | 0.0%  | 0.0%  |
| 金融       | 0.0%  | 0.0%  | 60.0% | 20.0% | 20.0% |
| 広告       | 33.3% | 33.3% | 33.3% | 0.0%  | 0.0%  |
| 公的団体     | 0.0%  | 42.9% | 42.9% | 14.3% | 0.0%  |
| その他      | 25.0% | 0.0%  | 50.0% | 0.0%  | 25.0% |

出典：京都市観光協会「観光業界における人手不足についての臨時調査の結果について」を基に作成

図表 4-3 市バス・地下鉄事業における車両・設備更新費用等見込額

#### 経営ビジョン（2019-2028）における車両・設備更新費用等見込額

| 市バス事業    |        |                                      | 地下鉄事業  |        |                                       |
|----------|--------|--------------------------------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 項目名      | 金額（税込） | 説明                                   | 項目名    | 金額（税込） | 説明                                    |
| バス車両     | 約130億円 | 18年を基本として更新（更新車両数530両）               | 地下鉄車両  | 約270億円 | 新型車両、車両機器、検修機器の更新等                    |
| バス待ち環境   | 約15億円  | バス接近表示器、バス停上屋の更新等                    | 信号保安設備 | 約200億円 | 運行管理設備、ATC装置の更新等                      |
| バス車内設備   | 約30億円  | 運賃箱、車載無線機の更新、車内モニター、フルカラーLED行先表示器の導入 | 電力設備   | 約140億円 | 電力管理設備、変電所設備、電気室設備、エレベーター・エスカレーターの更新等 |
| 営業所設備改修等 | 約25億円  | 建物外壁・屋上、バス整備設備、運行管理システムの改修等          | 情報通信設備 | 約30億円  | 自動出改札設備、券売機・精算機の更新等                   |
| IC機器関係等  | 約20億円  | データサーバ、定期券発行機改修等                     | その他    | 約100億円 | 駅出入口、駅空調、衛生設備IC機器、駅ナカ改修等              |
| 合計       | 約220億円 |                                      | 合計     | 約740億円 |                                       |

「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】（2021-2028）」より抜粋

このほか、宿泊税導入後の本市における宿泊を取り巻く環境の変化として、1泊当たりの宿泊料金が10万円を超えるような施設をはじめとする高価格帯施設の開業が進むとともに（第2-2）、宿泊料金が5万円以上の税額区分の割合が増加していることが挙げられる（第3-1参照）。こうしたことから、既存の宿泊税制度が宿泊客の担税力に見合った公平な負担の在り方となっているのか、検討が必要となっている。

【再掲】図表 3-2 税額区分ごとの宿泊税収の内訳（調定額ベース）

（上段：調定額（千円）、下段：割合（％））

| 宿泊料金           | 税額区分   | H31                   | R2                    | R3                    | R4                    | R5(～10月)              |
|----------------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2万円未満          | 200円   | 3,811,311<br><91.10>  | 1,144,608<br><87.93>  | 1,433,085<br><89.34>  | 2,664,571<br><88.04>  | 2,927,624<br><84.91>  |
| 2万円以上<br>5万円未満 | 500円   | 267,528<br><6.39>     | 107,665<br><8.27>     | 107,088<br><6.68>     | 233,720<br><7.72>     | 344,429<br><9.99>     |
| 5万円以上          | 1,000円 | 104,727<br><2.50>     | 49,503<br><3.80>      | 63,838<br><3.98>      | 128,160<br><4.23>     | 175,812<br><5.10>     |
| 合計             |        | 4,183,566<br><100.00> | 1,301,776<br><100.00> | 1,604,011<br><100.00> | 3,026,451<br><100.00> | 3,447,865<br><100.00> |

※ 調定額ベースの数値のため、図表 3-1 の実収入額とは一致しない。

※ 令和 5 年度は 10 月分までの速報値

## 2 宿泊税の制度の在り方に関する論点

以上、令和5年10月で施行後5年を迎えた京都市宿泊税条例の施行状況や、宿泊税導入後の本市における社会経済情勢の変化等について分析してきた。これらを踏まえたうえで、宿泊税の制度の在り方に関する論点としては、次の2つの観点から、宿泊税の税率の在り方を見直すことが考えられる。

- 「持続可能な観光」の実現に向けた各種の取組（観光課題対策の強化をはじめとした市民生活と観光のより一層の調和の推進など）が一層求められる中で、それらを支える財源の確保
- 本市における宿泊を取り巻く環境の変化を踏まえた、宿泊客の担税力に見合った公平な負担の実現

## 参考資料

---

- 1 宿泊税施行後の状況に関する調査結果〈概要版〉
- 2 宿泊税充当事業一覧